


ほっと42号

ホームページ URL
<https://dokaren.com>



「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン」[素案]に対する意見提出
 (各地区家族会の意見を参考に道家連として集約し、2024年1月4日に道へ提出した内容です)



令和8年度(2026年度)及び令和11年度(2029年度)の成果目標(主なもの)

主な項目・考え方 (素案概要から抜粋)	意見等の内容
<p>福祉施設の入所者の地域生活への移行目標</p> <p>R8目標値は令和5年(2023年)3月末時点の施設入所者数の約2.5%で設定。 (R8目標値 235人)</p> <p>令和9年度から11年度は国基本指針に基づく目標値6%で設定。 (R11目標値 796人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者の高齢化、重度障がい者など、入所施設の必要性を理解してほしい。 ① 根拠について <ul style="list-style-type: none"> ➢ R8目標である2.5%に対し、R9~R11の目標を6%と倍以上に設定することの根拠が不明である。 ➢ 知的障がい者の多くが24時間切れ目のない見守りの支援が必要な北海道の実情から見て、国の基本指針に則った数値目標を設定するのは無理がある。 ➢ 「国設定目標を達成すること」を目標とするのは、入所施設運営事業所にとっても圧力となり得ることから北海道の実情に適した計画を策定してほしい。 ② 地域移行について <ul style="list-style-type: none"> ➢ 入所施設は地域との連携を取っており、通院や買い物、町会行事への参加など行っているため、すでに地域で暮らしていると言える。「地域生活への移行」=「グループホームへのシフト」を施策に掲げることがそもそも不要と考える。入所施設と地域・家族との交流や連携をさらに推し進める施策が必要である。 ➢ 施設入所者が施設以外での生活を希望する場合、そのために制度を整えるのは当然である。しかし北海道の施設に従事する支援員が不足している現状で、手厚く支援するための支援員が施設外で多く雇用できるとは思えない。そもそも強度行動障害などの支援が必要な多くの障がい者が施設入所しており、障害特性への対応ができる職員が施設外で確保できるようになってから施設外への移行を当事者へ勧められるのではないか。 ➢ “施設が悪くグループホームやアパートなどに住むことが善”であるかのような二元的な思考があるとすれば、家族にとっては受け入れられない。
<p>施設入所者の減少見込数</p> <p>R8目標値は令和5年(2023年)3月末時点の施設入所者数の約3.7%で設定。 (R8目標値 350人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 入所施設の待機が多いのに定員削減には反対である。 ➢ 道家連が2022年度に実施したアンケート調査では、ほとんどの知的障がい者入所施設で新たに入所支援を希望しても待機の状態、ほとんど受け入れできない状況が現在も続いている。 ➢ 今後も加速する少子高齢化により医療支援や生活介助が今以上に必要になる利用者が増えることが予想されるので、そこに対応する施策が必要。 ➢ 現在、道家連に加入している通所施設利用者は、将来グループホームに暮らし

<p>令和9年度から11年度は国基本指針に基づく目標値5%で設定。 (R11年度817人)</p>	<p>ても、高齢化、障がいの重度化、疾病などにより多くの支援が必要になったら入所施設に入所したいと思っている。グループホームでは24時間の支援が受けられないからである。看取り期を考えたときに、多くの職員がいる施設を希望するのは当然であり、入所希望者が減少するとは考えにくい。高齢になっても安心して暮らせる、また親が安心して託せる施設の維持は必要である。</p>
---	--

計画の推進のための具体的な取り組み

<p>主な項目・考え方 (素案概要から抜粋)</p>	<p>意見等の内容</p>
<p>権利擁護の推進 「意思決定支援ガイドライン」を活用した研修実施</p>	<p>① ガイドラインの充実</p> <p>➤ 現在の意思決定支援ガイドラインには知的障がい児者に対する意思形成支援、意思表示支援などの根本的な支援の内容に欠けている。当事者が自らの意思を表出しそれを叶えるために必要な支援についての道筋がないため、「地域生活への移行」の前に「現在の入所施設での生活の充実」のための支援が当事者には必要と考えている。知的障がい児者の権利を擁護するために、ガイドラインの充実や支援の在り方について検討する場を設けてほしい。</p> <p>② 権利擁護のための当事者・家族への働きかけの充実</p> <p>➤ 主張ができる障がい者の意見は、当事者意見として行政に取り上げてもらえることがあるが、知的障がい児者、特に重度の障がい者の意見は聞かれることが少ないと感じている。家族への聞き取りが行われることもなく、意見を募って声を出した場合のみ採用されていると思われ、様々な施設家族会、グループホーム等の施設家族会などへアウトリーチし、意見を集めていただけるようお願いしたい。多くの親は障がいのある我が子のために声を上げることができない。それは、生活だけで精一杯で、自宅で強度行動障害のある我が子を育てるだけで疲弊したりする。家族会にはそのような声が届き、何とか子供たちのために運動してほしいといった声が寄せられる。施設や家族にこれまで行政から直接問われる機会はなく、その機会をぜひ設けてほしい。</p> <p>③ 施設に住みたいと考える障がい者の権利を守ってほしい。</p> <p>➤ 施設はもうひとつの我が家であり、入居者同士、職員とて作ってきたコミュニティがある。その施設での生活を充実することが権利擁護ではないか。</p>
<p>保健福祉・医療施策の充実</p>	<p>● 知的障がい者で療育手帳Bの対象者の多くは、生活する上で医療費が重い負担になっているので、軽減を実現してほしい。</p> <p>➤ 2022年12月に道家連は知事に医療費軽減に関する要望書を提出したが、引き続き道として取り組みを継続してほしい。</p>
<p>多様な人材の確保・定着・養成</p>	<p>● 支援員、パート従業員の報酬、労働条件(休暇取得・労働時間等)など、他業態との比較も含め人材確保が可能な報酬面と労働条件の向上は必須であり、行政の支援が必要。早急に取り組んでほしい。</p>